

『高額療養費特別支給金』のお知らせ

国民健康保険に加入している方が75歳の誕生日を迎えるその月には『誕生日前の国民健康保険』と『誕生日以後の長寿医療制度』の2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度で一定額を超えて医療費の支払いをしていた場合には、他の月に比べて医療費の負担が増加することがありました。

平成21年1月以降、誕生月のそれぞれの制度における高額療養費の自己負担限度額が半額となり、負担が増加することはなくなりましたが、このたび、平成20年4月から12月までに75歳の誕生日を迎えられ、誕生月に医療費の負担が増加していた方について、『高額療養費特別支給金』を支給し、同様に負担を軽減することになりました。

【例：国民健康保険および長寿医療制度の限度額区分がそれぞれ『一般』の場合】

	平成20年8月	75歳の誕生日	9月
国民健康保険	限度額 4万4,400円	限度額 4万4,400円 4万円を自己負担	
長寿医療制度			限度額 4万4,400円 3万円を自己負担

7万円を自己負担したため、いつもの月より負担が増えてしまった。

でも

『高額療養費特別支給金』制度により、限度額がそれぞれ半額となるため、申請によりその差額をお返しします。

	平成20年8月	75歳の誕生日	9月
国民健康保険	限度額 4万4,400円	限度額 2万2,200円 4万円を自己負担	
長寿医療制度			限度額 2万2,200円 3万円を自己負担

- ①国民健康保険分 4万円（すでに自己負担した額）－ 2万2,200円（限度額）＝ 1万7,800円
 ②長寿医療制度分 3万円（すでに自己負担した額）－ 2万2,200円（限度額）＝ 7,800円
 ①＋②＝ 2万5,600円が、申請により『高額療養費特別給付金』として支給されます。

また、社会保険などの被保険者本人が75歳になることで、国民健康保険に加入した被扶養者の方などについても同様に軽減されます。（75歳の誕生日前に国民健康保険以外の医療保険に加入されていた方は、加入していた医療保険にご確認ください。）

※『高額療養費特別支給金』に該当する方には『お知らせの通知』を送付する予定です。

※申請書類の提出期限は、平成22年1月29日（当日消印有効）です。

※1日生まれの方は75歳の誕生日から長寿医療制度に加入となりますので、該当しません。

※自己負担額や申請などの具体的な手続きなど、ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ 国保・医療給付グループ (☎85 1 7 7 1)
 年金・長寿医療グループ (☎85 2 1 3 7)